

特別児童扶養手当等の眼の障害認定基準の改正案について

改正の背景

- 障害年金における眼の障害認定基準について、以前に開催された専門家会合（平成24年12月）で検討課題とされた事項や、日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて平成30年7月に改正された身体障害者手帳（視覚障害）の基準の見直し等を踏まえ、障害認定基準及び診断書様式の改正が進められている。
- 特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当（以下「特児等」という）については、障害年金の基準と同程度とされており、障害年金における検討を踏まえ、特児等の政令基準及び認定基準通知上の基準の改正について検討が必要となっている。

各制度の基準（現行）

身体障害者手帳		障害年金		特別児童扶養手当		障害児福祉手当	特別障害者手当
1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの	1級	両眼の視力の和が 0.04以下 のもの	1級	両眼の視力の和が 0.04以下 のもの	両眼の視力の和が 0.02以下 のもの (障害児福祉手当の独自基準)	両眼の視力の和が 0.04以下 のもの (注) 特別障害者手当の認定には、上記の障害のほかに障害年金1級程度の障害があることが必要
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの						
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級②を除く） ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	2級	両眼の視力の和が 0.05以上0.08以下 のもの	2級	両眼の視力の和が 0.08以下 のもの		

障害年金の基準の改正案（身体障害者手帳と合わせる）

障害年金における基準			(参考) 身体障害者手帳		
等級	現行	改正案	等級	H30年改正前	H30年改正後
1級	両眼の視力の和が0.04以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの
			2級	①両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2級	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	3級	①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級②を除く。） ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

(注) 障害年金3級、障害手当金及び身体障害者手帳4級以下は省略

基準の見直しの検討

障害年金と特児等で、基準の異なる (又は同じ) ポイント		検討の方向性
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金と政令基準及び認定基準通知上の基準は同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金と並びの改正を検討。ただし、支給対象が「障害児（20歳未満）」であることを踏まえて検討を行う。
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金及び特別児童扶養手当と政令基準及び認定基準通知上の基準は異なる（独自基準）。 視力障害で単体の政令基準のほかに「視力障害＋視野障害」の認定基準通知上の基準があるが、障害年金や特別児童扶養手当と異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金の基準又は身体障害者手帳の基準も参照しつつ検討・改正を行う。
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金1級と政令基準は同じ。 いわゆる3つ以上の障害の基準について、そのうち2つは障害年金2級相当となっている。（視野は、改正前の身体障害者手帳の基準と同じ。） <p>< 3つ以上の障害の例 > 障年1級（下肢）＋障年2級（精神）＋障年2級（視力）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政令基準は、障害年金1級と並びの改正を行う。 いわゆる3つ以上の障害の認定基準通知上の基準についても改正を検討。

診断書様式の見直しの検討

- 改正後の基準に該当しているかどうか判断するために必要な情報を把握できる診断書様式に改正する。
- 具体的には、障害年金の診断書様式を参照しつつ、診断書様式の改正を行う。
- 診断書を記載する医師の負担をできるだけ軽減するため、医師に視野図の記載を求めるのではなく、診断書に視野図のコピーの添付を求めることとする。

特別児童扶養手当（眼の障害）の基準に係る改正案

等級	改正後	改正前（現行）
1級	<p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u></p> <p>ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u></p>	<p>一 <u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u></p>
2級	<p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</u></p> <p>ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u></p>	<p>一 <u>両眼の視力の和が0.08以下のもの</u></p>

障害児福祉手当（眼の障害）の基準に係る改正案

改正後	改正前（現行）
<p>一 <u>両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの</u></p>	<p>一 <u>両眼の視力の和が0.02以下のもの</u></p>
<p>※認定基準通知上の基準 <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの</u></p> <p>以下については、「<u>両眼による視野が2分の1以上欠損したもの</u>」と同等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>両眼開放視認点数が100点以下のもの</u> ・ <u>両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> ・ <u>両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u> 	<p><u>両眼の視力の和が0.03又は0.04であり、かつ、視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶもの</u></p>

特別障害者手当（眼の障害）の基準に係る改正案

改正後	改正前（現行）
<p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u></p> <p>ニ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u></p>	<p>一 <u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u></p>
<p>※認定基準通知上の基準（3つ以上の障害がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</u> ・ <u>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</u> ・ <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> ・ <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u> 	<p><u>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</u></p> <p><u>視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの</u></p>

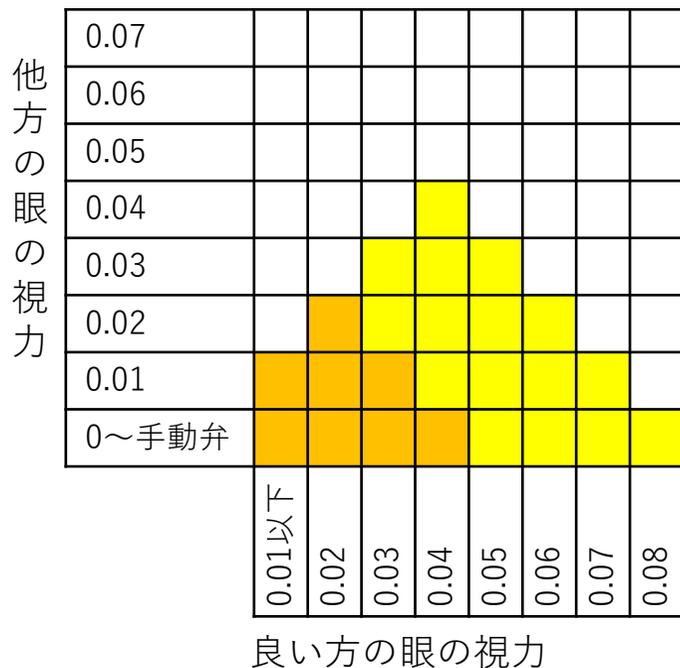
視力に係る障害認定基準の改正案の影響（特別児童扶養手当）

現 行

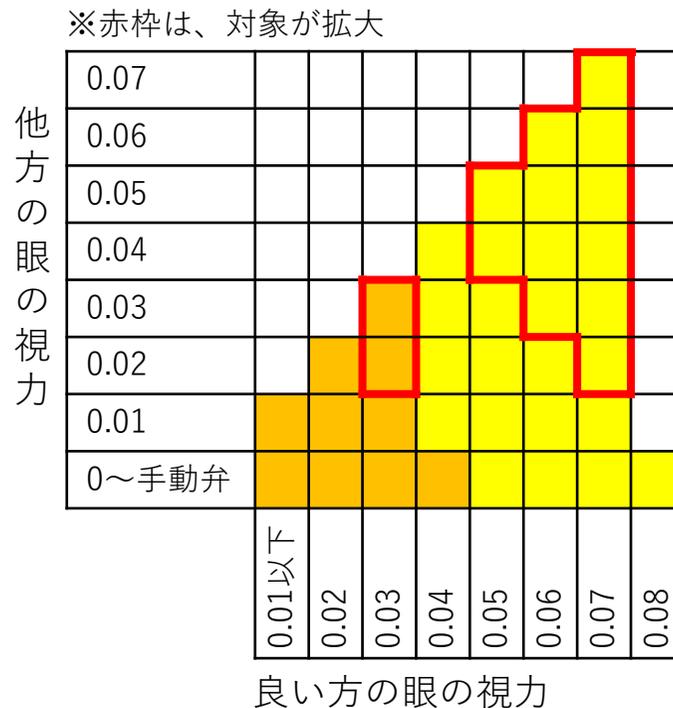
- 【1級】
 - ・両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 【2級】
 - ・両眼の視力の和が0.08以下のもの

改 正

- 【1級】
 - ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 【2級】
 - ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの



障害年金 1級、2級
と同様の改正



1級： 2級：

※ここでは視力障害のみ記載。

視力に係る障害認定基準の改正案の影響（障害児福祉手当）

現 行

- 【政令に定める基準】
 - ・両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 【認定基準通知上に定める基準】
 - ・両眼の視力の和が0.03又は0.04のもの

改 正

- 【政令に定める基準】
 - ・両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 【認定基準通知上に定める基準】
 - ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

他 方 の 眼 の 視 力	0.03				
	0.02		■		
	0.01	■	■	■	
	0～手動弁	■	■	■	■
		0.01以下	0.02	0.03	0.04
		良い方の眼の視力			



他 方 の 眼 の 視 力	0.03			■	
	0.02		■	■	
	0.01	■	■	■	
	0～手動弁	■	■	■	■
		0.01以下	0.02	0.03	0.04
		良い方の眼の視力			

政令基準： ■ 通知基準： ■

※「認定基準通知上に定める基準」とは、視力障害のほか視野障害がある場合の基準となるが、ここでは視力障害のみ記載。

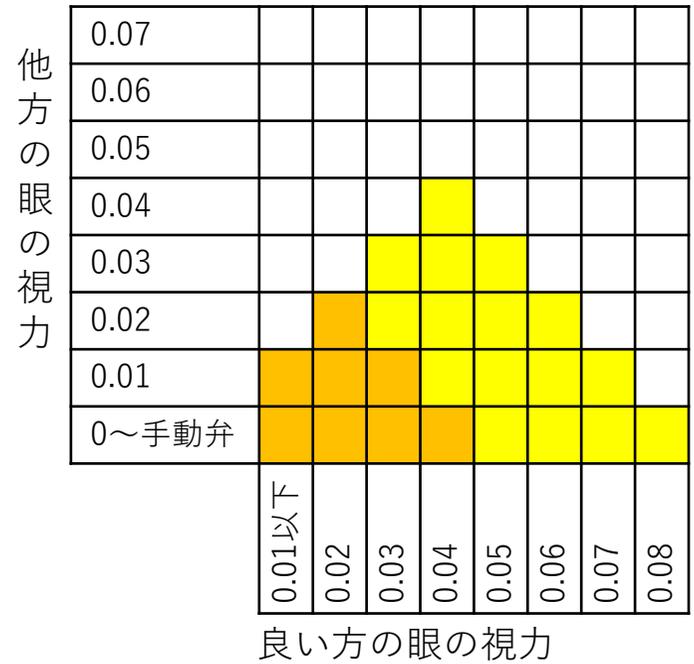
視力に係る障害認定基準の改正案の影響（特別障害者手当）

現 行

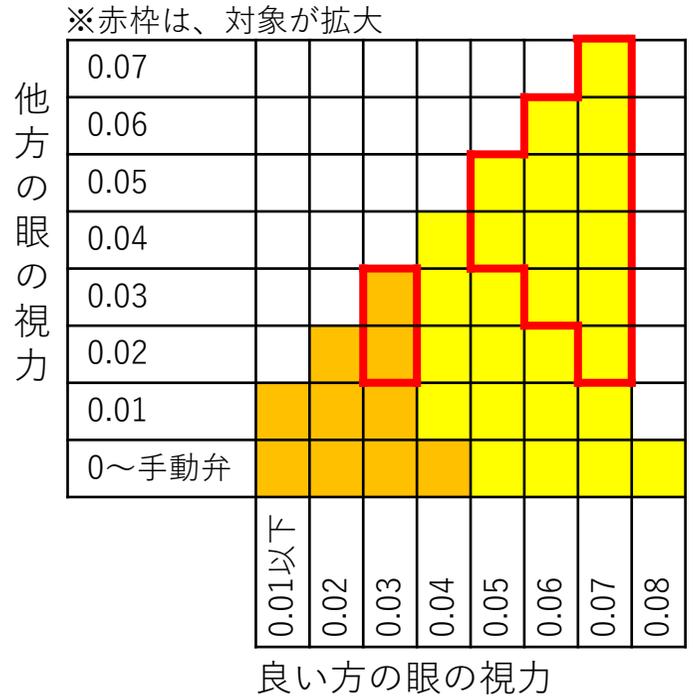
- 【政令に定める基準】
 - ・両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 【認定基準通知上に定める基準】
 - ・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

改 正

- 【政令に定める基準】
 - ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 【認定基準通知上に定める基準】
 - ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの



政令基準は、障害年金1級と、通知基準は、障害年金2級と同様の改正



政令基準： ■ 通知基準： ■

※「政令に定める基準」とは、重複して障害がある場合の認定基準
 「認定基準通知上に定める基準」とは、政令に定める障害のほか、認定基準通知に定める2つの障害がある場合の基準となるが、ここでは視力障害のみ記載。

参考：特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の概要

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
概要	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。	特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	20歳未満であって、基準で定める障害等級に該当する程度の障害の状態にある障害児を監護する父母等	障害児のうち、基準で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者	20歳以上であって、基準で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者
障害程度	1級：障害基礎年金の1級に相当する障害 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童	障害基礎年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者
手当月額 (3年度)	1級：52,500円 2級：34,970円	14,880円	27,350円
支給対象 児童数 (2年度末)	1級：95,360人 2級：178,005人	63,594人	126,878人
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	都道府県、市及び福祉事務所設置町村